

公共施設マネジメント推進会議の設置について

1 会議設置の経緯と目的

現在、本市が保有する建築物の床面積の削減目標値は、平成28年に策定した公共施設等総合管理計画(以下、「総合管理計画」)において、人口減少率(6.2%)に合わせて設定したものとなっている。今後、持続可能な行財政経営を行っていくには施設の更新費用予測(R5 年度算出予定)に基づく目標値へと見直しを行う必要がある。この見直しにより、総合管理計画及び公共施設(建物施設)保有量最適化方針(以下、「最適化方針」)の改定の際には更なる床面積の削減が必要となり、部局横断的な施設の統廃合等にかかる具体的な計画や実践に向けた庁内外での合意形成がより一層重要となってくる。

また、更なる床面積の削減も見据え、最適化方針に基づく各施設の取組を着実に進めていく必要がある中、最適化方針で定める売却、譲与及び跡地利活用等に向けた手法を検討及び決定することが増加しており、今後もその傾向が続くことが予想される。

これまでの公共施設マネジメントの取組については、平成23年に設置した庁内検討会で検討を行ってきたところではあるが、このような状況を踏まえ、公共施設マネジメントの更なる推進を目指し、公共施設全体にかかる計画の見直しや各施設の取組において、経営的・総合的な視点から集中的な議論及び検討を行うため、現行の庁内検討会を改め、宝塚市都市経営会議設置規程第6条第2項に基づき、本公共施設マネジメント推進会議を設置する。

2 会議に付議する案件

| 内容 | | 例(R1~4) | 現状の課題 |
|----|------------------------|--|---|
| ① | 計画の策定、改定 | ・宝塚市公共施設(建物施設)保有量最適化方針の策定について ・宝塚市公共施設等総合管理計画の改訂について | ・経営的・総合的な視点から集中的な議論を行う場が必要。 |
| ② | 最適化方針に基づく取組状況 | ・宝塚市公共施設(建物施設)保有量最適化方針の取組状況について | ・取組結果の確認に終始しているため、進捗が進まない施設をどう進めるかの議論、検討を行う場が必要 |
| ③ | 最適化方針に基づく各施設の取組に係る実施計画 | ・旧小浜工房館の利活用について ・良元幼稚園の利活用について ・中ヶ谷住宅(1.2号棟)の跡地利活用について ・旧西谷教職員住宅の利活用について ※R5年以降は以下の跡地利活用を想定 ・口腔保健センター ・小浜幼稚園 ・旧中山五月台小学校・旧中山五月台幼稚園 | ・経営的・総合的な視点から予算化に向けた議論、検討を行う場が必要。 |

| | | 会議 | ① | ② | ③ |
|------|-------------------|----|------|--------|------|
| 現行 | 公共施設及びインフラ最適化等検討会 | | 検討 | 報告 | 検討 |
| | 都市経営会議 | | 決定 | 報告 | 決定 |
| 新(案) | 公共施設マネジメント推進会議 | | 検討※1 | 進捗管理※2 | 決定※3 |
| | 都市経営会議 | | 決定 | 報告 | 報告 |

※1 検討部会を設置。

※2 課題のある施設に対し、最適化方針に定める方向性に向けた今後の取組について議論を行う。

※3 必要に応じて、検討部会を設置。

3 委員

副市長を会長とし、財政、行革、企画、公共施設マネジメント、財産管理を所掌する部長級以上を委員とする。

| 【現行】 公共施設及びインフラ最適化等検討会 | 【新(案)】 公共施設マネジメント推進会議 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・経営改革推進担当部長（会長） ・建築住宅室長（副会長） ・公共施設担当室長 ・政策室長 ・財務室長 ・きずなづくり室長 ・行政管理室長 ・建設室長 ・都市整備室長 ・安心ネットワーク推進室長 ・子ども育成室長 ・クリーンセンター所長 ・産業振興室長 ・教育委員会管理部管理室長 ・上下水道局施設部長 ・市立病院経営統括部次長 | <ul style="list-style-type: none"> ・副市長（会長） ・理事（副会長） ・企画経営部長 ・経営改革推進担当部長 ・財務担当部長 ・総務部長 ※その他内容に応じて、その都度指名 |

4 検討部会

必要に応じて庁内の実務的な協議及び調整を行う検討部会の設置を行う。実務的には、施設マネジメント課が検討部会設置の調整を行い、会長の決裁を受ける形で設置する。

<検討部会のイメージ>

総合管理計画の見直しについて、全庁的な室長級で構成する検討部会を設置

| 宝塚市公共施設等総合管理計画見直し検討部会(案) |
|--|
| 経営改革推進担当部長、政策室長、財務室長、公共施設整備担当次長、きずなづくり室長、行政管理室長、建設室長、建築住宅室長、安心ネットワーク推進室長、子ども家庭室長、環境室長、産業振興室長、消防本部企画管理担当次長、管理室長、学校教育室長、生涯学習室長、上下水道局施設部長、市立病院経営統括部次長 |

その他各施設の取組については、必要に応じて関係部長及び関係室長等で構成する検討部会を設置する。

5 今後のスケジュール

・令和 5 年 7 月 第 1 回宝塚市公共施設マネジメント推進会議

6 公共施設マネジメントの今後のスケジュール(参考)

| 年度 | 内容 |
|---------|---|
| 令和 5 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設(建築物)長寿命化計画の策定(更新費用の算出、施設評価案の作成等) ・総合管理計画の見直しに向けた準備 |
| 令和 6 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・総合管理計画の改定(目標値等の見直し) ・最適化方針の見直しに向けた準備 |
| 令和 7 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・最適化方針の改定(各施設の方向性を見直し) |

宝塚市公共施設マネジメント推進会議設置要綱（案）

（設置）

第 1 条 市が保有する建築物及びインフラ関連施設を資産として最適に維持管理し、有効活用を図る取組（以下「公共施設マネジメント」という。）について、効率的かつ効果的に推進するため、宝塚市都市経営会議設置規程（平成 15 年訓令第 26 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、宝塚市公共施設マネジメント推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1） 公共施設マネジメントに関する計画等の策定及び見直しに関すること。
- （2） 宝塚市公共施設等総合管理計画の進捗管理に関すること。
- （3） 前 2 号に掲げるもののほか、公共施設マネジメントの推進のために必要な事項に関すること。

（組織）

第 3 条 推進会議は、別表に掲げる職員を委員として組織する。

- 2 推進会議に会長及び副会長を置く。
- 3 会長は副市長、副会長は理事をもって充てる。
- 4 会長は推進会議を代表し、会議の議長となる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

（会議）

第 4 条 推進会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

（検討部会）

第 5 条 会長は、実務的な協議及び調整を行うため、推進会議に検討部会を設置することができる。

- 2 検討部会の委員は、会長が指名する。

（庶務）

第 6 条 推進会議及び検討部会の庶務は、企画経営部政策室施設マネジメント課が行う。

（雑則）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 5 年●月●日から施行する。
（宝塚市公共施設及びインフラ最適化等検討会設置要綱の廃止）
- 2 宝塚市公共施設及びインフラ最適化等検討会設置要綱（平成 23 年 1 月 26 日制

定) は、廃止する。

別表 (第 3 条関係)

| 役職 | 職名 |
|-----|------------|
| 会長 | 副市長 |
| 副会長 | 理事 |
| 委員 | 企画経営部長 |
| 委員 | 経営改革推進担当部長 |
| 委員 | 財務担当部長 |
| 委員 | 総務部長 |

○宝塚市都市経営会議設置規程

平成15年9月30日 訓令第26号
改正 令和4年3月31日訓令第6号

(設置)

第1条 市政の基本方針及び重要施策に関する事項を審議し、決定するとともに、市政の総合的かつ効率的な推進及び適正な運営を図るため、市長の事務執行に関する最高協議機関として宝塚市都市経営会議（以下「都市経営会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 都市経営会議は、市政の円滑な推進を図り、市政全般にわたる重要事項を決定する。

2 前項の規定により都市経営会議に付議する事項は、おおむね次に掲げるとおりとする。

- (1) 市の基本方針及び重要施策に関すること。
- (2) 条例案、予算案その他市議会提出議案に関すること。
- (3) 各部の重要施策に関すること。
- (4) 各部における重要な報告に関すること。
- (5) 前各号に掲げる事項のほか、市長が必要であると認める事項

(構成)

第3条 都市経営会議は、次の者をもって構成する。

- (1) 市長及び副市長
- (2) 理事及び技監
- (3) 市長事務部局の部長、危機管理監及び消防長並びに参事
- (4) 教育長
- (5) 教育委員会事務局の部長
- (6) 上下水道事業管理者
- (7) 上下水道局長
- (8) 市立病院経営統括部長
- (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要であると認める職員

(会議)

第4条 都市経営会議は、市長が主宰する。

2 市長に事故があるときは、副市長がその職務を代理する。

3 市長は、必要があると認めるときは、審議事項に係る職員を都市経営会議に出席させて、説明又は報告を求めることができる。

4 都市経営会議は、定例会及び臨時会とする。

5 定例会は、毎月第2月曜日及び第4月曜日に開催するものとし、市長において特別の事情があると認めるときは、変更することができる。

6 臨時会は、市長が必要であると認めるとき臨時に開催する。

(付議手続)

第5条 都市経営会議に付議する事項があるときは、企画経営部長に通知しなければならない。

(小委員会及び検討会の設置)

第6条 市長は、都市経営会議において更に詳細な調査検討を加える必要があると認める事項については、小委員会を設置し、調査検討させることができる。

2 市長は、事前に専門的な検討を要すると認める事項については、都市経営会議に諮った上で検討会を設置し、検討研究させることができる。

3 小委員会の委員は、都市経営会議の委員のうちから市長が指名する。

4 検討会の委員は、職員のうちから市長が指名する。

(庶務)

第7条 都市経営会議に関する庶務は、企画政策課で行う。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、都市経営会議の運営に関し必要な事項は、別に市長が定める。

宝塚市公共施設及びインフラ最適化等検討会設置要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市所有の公共施設及びインフラの最適化について検討を行うため、宝塚市都市経営会議設置規程（平成 15 年訓令第 26 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、宝塚市公共施設及びインフラ最適化等検討会（以下「検討会」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 検討会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 本市所有の公共施設及びインフラの適切な維持管理、長寿命化や統合、複合化等についての検討に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、公共施設及びインフラに関する調査・研究に関すること。

(組織)

第 3 条 検討会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 会長には経営改革推進担当部長を、副会長には建築住宅室長をもって充てる。
- 3 会長は、検討会を代表し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第 4 条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会議は、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければこれを開くことができない。
- 3 会議の委員の出席については、委員が指名する職員の代理出席を認めるものとする。この場合において代理出席した職員は、前項の委員とみなす。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(部会)

第 5 条 会長は、必要があると認めるときは、検討会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する者をもって組織する。

(庶務)

第 6 条 検討会の庶務は、企画経営部施設マネジメント課が行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

別表（第3条関係）

| 役職 | 職名 |
|-----|--------------------|
| 会長 | 企画経営部 経営改革推進担当部長 |
| 副会長 | 都市整備部 建築住宅室長 |
| 委員 | 企画経営部 公共施設整備担当次長 |
| 委員 | 企画経営部 政策室長 |
| 委員 | 企画経営部 財務室長 |
| 委員 | 市民交流部 きずなづくり室長 |
| 委員 | 総務部 行政管理室長 |
| 委員 | 都市安全部 建設室長 |
| 委員 | 都市整備部 都市整備室長 |
| 委員 | 健康福祉部 安心ネットワーク推進室長 |
| 委員 | 子ども未来部 子ども育成室長 |
| 委員 | 環境部 クリーンセンター所長 |
| 委員 | 産業文化部 産業振興室長 |
| 委員 | 教育委員会管理部 管理室長 |
| 委員 | 上下水道局 施設部長 |
| 委員 | 市立病院 経営統括部 次長 |